排水設備設計施工基準

令和６年７月１６日

滝沢市上下水道部下水道課

１．はじめに

本書は滝沢市における、排水設備の設計及び施工基準について、滝沢市下水道条例及び滝沢市下水道条例施行規程の規定によるもののほか、特別に定めるものである。また、本書に定めのない事項は、「下水道排水設備指針と解説（社団法人日本下水道協会発行）」による。なお、これらの基準によりがたい場合は、別途協議すること。

２．適用範囲

本書は滝沢市の公共下水道に接続する排水設備工事に適用する。

３．排水設備計画工事申請

滝沢市の排除方式はすべて分流式であり、汚水と雨水を分離した排除計画とすること。

（１）提出書類

①　申請書、設計図書、阻集器等を設置する場合はその計算書、その他設計審査を行うために必要な書類を各２部提出すること。

②　申請書は、小規模な住宅等の場合は着工予定日の５開庁日前までに申請すること（その他の大規模な建築物の申請時期については事前に相談すること。）

（２）設計図書（原則Ａ３）

①　案内図、ます表、接続道路、敷地線、建物平面図、公設ます、縮尺のほか、ます深さ、排水管の管種、管径、勾配、延長等を記入すること。

②　設計図書には、申請する排水管、汚水ます等は赤線、その他の既設排水管等は黒線で表示すること。

（３）設計基準

①　建物平面図の縮尺は１/２００以上を基本とする。

②　記入値の単位は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 単位 | 数位 |
| 勾配 | ％ | 小数点以下１位 |
| 延長 | ｍ | 小数点以下１位 |
| ます深さ | ｍ | 小数点以下２位 |
| 地盤高 | ｍ | 小数点以下２位 |

③　排水勾配は１％以上とするが、２％とすることが望ましい。

④　排水勾配を１％とする場合は、実質勾配が１％未満とならないように、

ます深を計算すること（四捨五入に注意すること。）

⑤　排水管の延長が、管径の１２０倍を超えない範囲内において排水管の

管理上適切な箇所に汚水ますを設置すること

⑥　排水管の土かぶりは宅地内では４０ｃｍ以上、私道内では６０ｃｍ以

上とする。ただし、宅地内においてこれにより難い理由があるときは、

防寒材や砂等により凍結、凍上対策を行い３０ｃｍ以上とすることが出

来る。

⑦　ＧＬは公設ますを±０とする。

⑧　塩ビますの種類は、次表を標準とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 排水種類 | 位置 | 略号（種別） |
| 台所、風呂、洗面、洗濯機、  手洗い（器具トラップ有） | 起点 | ９０Ｌ |
| 合流点 | ９０Ｙ |
| 台所、風呂、洗面、洗濯機、  手洗い（器具トラップ無） | 起点 | ＵＴＫ |
| 合流点 | ＵＴ |
| トイレ（小便器を含む） | 起点 | ４５Ｌ |
| 合流点 | ４５ＹＳ |
| － | 屈曲点 | ９０Ｌ, ４５Ｌ, ２２ 1/2Ｌ |
| － | 中間点 | ＳＴ |
| － | 合流点 | ９０Ｙ, ＷＬＳ |
| － | 落差点 | ＤＲ |
| 注１　トラップは器具トラップを標準とし、２重トラップとしないこと。  注２　ＤＲには大曲エルボーを使用し、段差は３１ｃｍ以上とすること。  注３　汚水排水系統と雑排水系統は分離すること。 | | |

⑨　阻集器は目的に合ったものを選定し、容易に維持管理ができる場所に

設けること。

４．既設排水設備

排水設備工事の際に、既設排水設備を使用する場合は、排水設備計画工事申請書に、既設排水設備検査申請書、調査シートを添付し提出すること。

５．完了検査

排水設備が完了したときは、工事の完了日から５開庁日以内に工事完了届及び使用開始届を提出しなければならない。

（１）提出書類

工事完了届、竣工図、使用開始届を各１部提出すること。

（２）書類検査

３．排水設備計画工事申請と同基準により検査する。

（３）現地検査（検査手順）

①　汚水ますの位置、種別等について確認する。

②　管内用ライトと点検ミラーを使い、排水管内部を視認する。

③　汚水ます間の距離を計測する。

④　汚水ますの深さを計測する。

⑤　雨水の流入（誤接続）がないか確認する。

６．留意事項

1. 下水道の使用を開始している建物の建替え等により、下水道を使用しな

い水道の臨時使用等を行う場合は、下水道使用の休止届を、工事完了後に　は再開届を提出すること。（休止届の提出がない場合は、引き続き下水道使用料が請求される。）

７．ドレン排水

　ドレン排水は、「生活・事業に起因する廃水」であり、下水道法第２条における「汚水」にあたるため、汚水系統への排出を原則とします。

　なお、施工に際しては、雨水等ドレン排水以外の水が汚水に流入しない構造とすること。

　汚水系統の排水設備への排出が極めて困難な場合で、潜熱回収型ガス給湯器（一般社団法人日本ガス機器検査協会（JIA）の認証機器）を設置する場合、周辺の生活環境への影響を考慮した施工を条件に、例外的に雨水系統への排出を認めることもあります。

　附　則

この基準は、令和６年７月１６日から施行する。